

# 法律ができるまで～「委員会」と「部会」について～

## 衆議院(参議院)

### 本会議



衆議院(参議院)としての意思決定(採決)を行う場

衆参いずれの議院でも可決されると国会の意思決定となり、法律となる。

### 委員会



本会議で審議すべき案件を予備的に審査するために衆参各議院に置かれる議員の合議体

衆議院の場合、17つの常設委員会、9つの特別委員会、3つの会(憲法審査会等)がある。

## 与党

### 与党政策責任者会議



与党としての意思決定を行う場

自民党と公明党の政策責任者によって構成

## 自民党

### 総務会



自民党としての最終的な意思決定を行う場

党三役他、国会対策委員長等の党役員で構成

### 政調審議会



政務調査会としての意思決定を行う場

政務調査会長、副会長等で構成

### 部会



政調審議会で審議すべき案件について、各政策分野ごとに審議するため置かれる会議  
現在、13コ部会が設置

※部会の他、調査会、特別委員会、特命委員会も設置

## 法案の作成

### 議員提出法案

議連(問題意識を同じくする議員の任意の集まり)や調査会で作成

### 内閣提出法案

各省等で作成、閣議決定